

山形市体育施設
「体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項」
の変更について
(令和2年7月1日以降)

7月1日（水）より「体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項」の内容が変更され施設の貸出を行います。ひきつづき新型コロナウイルス感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

【対象施設】

山形市総合スポーツセンター全施設、南部・江南・福祉・沼の辺体育館、山形市球技場、山形市弓道場、流通センター野球場、西部・鑄物町、立谷川運動広場、流通センター・鑄物町・西部庭球場、南石関グラウンドゴルフ場

【留意事項の変更内容】

別紙、「体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項（令和2年7月1日以降）」をご覧ください。

【大会・イベント等の開催に関する条件】

大会・イベント等（練習試合を含む）への貸出を再開する場合は、スポーツ庁、日本スポーツ協会、各競技団体等が示す感染拡大防止対策に則して使用することとし、施設管理者と感染防止対策の内容を事前に打合せしてください。十分な対策を講じることができない場合は、貸出できない場合があります。

1. 運営側の感染予防策等運営計画（ガイドライン）を提出の上、徹底すること。
2. 3密（密閉・密集・密接）を避けること。
3. 参加者の体調管理を徹底、管理（体温含む）すること。
4. 参加者（観客を含む）の氏名、住所、連絡先、利用当日の体温等を記入したものを施設側に提出すること。また、運営側でも保管すること（1ヶ月以上）。
5. 運営側で必要な消毒液などは準備すること。
6. 利用後は器具、用具、備品等の消毒作業を行うこと。
7. ごみは必ず持ち帰ること。
8. 感染防止のために施設側が定めた利用条件、留意事項及び指示等に従うこと。

※南部・江南・福祉体育館の大会・イベント等（練習試合を含む）の打合せは、当面の間山形市総合スポーツセンター事務室でお願いいたします。

体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項 (令和2年7月1日以降)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者の皆様には下記事項及びスポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染防止予防ガイドライン」を遵守しご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 施設利用前に各自で体温測定を行い、発熱がないことを確認してください。
 - (2) 施設利用時に住所、氏名、連絡先、利用当日の体温等を記入してください。
 - (3) 屋内体育施設の個人利用はできません。(プールを除く)
 - (4) 更衣室、控室等の利用はできません。(プールを除く、大会・イベント等は別途打合せ)
 - (5) 介助者や誘導者の必要な場合を除き、周囲の方と十分な身体的距離(2m程度)を確保してください。
 - (6) こまめに石鹸による手洗い又はアルコール消毒液による手指消毒を行ってください。
 - (7) 可能な限り各自で手消毒液等を持参してください。
 - (8) 水分補給を除き、施設内での飲食は行わないでください。
 - (9) 持参したゴミは全てお持ち帰りください。
 - (10) マスクを持参し、運動・スポーツを行っていない間はマスクを着用してください。
 - (11) 飛沫、飛散を防止するため、大声を出しての会話等を行わないでください。
 - (12) 換気を徹底するため、可能な限り、扉・窓を開放したまま使用してください。
 - (13) タオルは必ず持参し、他の方とは共用は行わないでください。
 - (14) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告してください
 - (15) 各競技団体等が策定する感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、各競技団体等で指針等を示していない競技は、特性が類似する競技を参考にしてください。
 - (16) 感染拡大防止のために施設管理者が決めたその他の制限等に従ってください。
 - (17) 大会、イベント等を開催する場合は、スポーツ庁、日本スポーツ協会、各競技団体等が示す感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、施設管理者と感染防止対策の内容を事前に打合せしてください。
- 十分な対策を講じることが確認できない場合は、貸出できない場合があります。

※上記以外に各貸出施設において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る利用制限を別途設定しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

※記載内容は現時点のものであり、状況に応じて制限等を変更する場合があります。